第5 処分者数の状況

平成24年度に実施した「地方公務員制度実態調査」の調査結果に基づく、県内市町村・ 一部事務組合の分限処分、懲戒処分及び刑事処分に付された者の状況については次のとおり です。

1 分限処分者数の状況

平成23年度中の県内市町村・一部事務組合の分限処分者数は205人(重複者を除く実体職者数は110人)であり、前年度と比べて38人(実体職者数は7人)増で、処分事由の92.7%が心身の故障によるものです。

各団体においては、職場における安全衛生管理体制の整備や職員に対するメンタルヘルス対策が課題となっています。心の健康に関する研修等の実施、相談体制の整備、職場復帰時の配慮、職場環境の見直し等の対策に積極的に取り組む必要があります。

表 1 分限処分者数の状況

【市町村】 (平成23年4月1日~平成24年3月31日 単位:人) 種 類 降任 免職 休職 降給 計 失職 事由 勤務成績が良くない場合 法第28条第1項第1号 1 1 心 身 の 故 障 の 場 合 法第28条第1項第2号 167 167 14 職に必要な適格性を欠く場合 法第28条第1項第3号 14 職制等の改廃等により過員等を生じた場合 法第28条第1項第4号 刑事事件に関し起訴された場合 法第28条第2項第2号 条例で定める事由による場合 法第27条第2項 15 167 182 法 第 28 条 第 4 項 に よ り 失 職 し た 者 法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

【一部事務組合】			(平成23年	4月1日~	平成24年3	月31日 単	<u>i位:人)</u>
事由	種 類	降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務成績が良くない場合	法第28条第1項第1号						
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号 第2項第1号			23		23	
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号						
条例で定める事由による場合	法第27条第2項						
一 部 事 務	組 合 計			23		23	
法 第 28 条 第 4 項 に より	丿 失 職 し た 者						
法第28条第4項に基づく条例によ	り失職しなかった者						1

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 懲戒処分者数の状況

平成23年度中の県内市町村・一部事務組合の懲戒処分者数は36人で、前年度と比べて 5人増加しています。

公務員に対する住民の目が厳しくなっている中で、一部の公務員の不祥事は、公務員への 住民の信用を失墜させ、ひいては地方行政全体への信頼をも損ないかねないものであるため、 職員一人ひとりが、職務遂行中はもとより公務外においても全体の奉仕者であることを改め て自覚することが必要です。また、地方公共団体は、改めて厳正な服務規律の確保と適正な 行政執行体制の確立に全力を尽くすとともに、違法行為等があった場合には厳正な措置をと り、住民への説明責任を果たしていくことが求められています。

表 2 懲戒処分者数の状況

【市町村	1]			(平成23年	4月1日~	平成24年3	月31日 単	位:人)
事	<u></u>	種 類	戒告	減給	停職	免職	計	訓 告 等
法令(こ違反した場合	法第29条第1項第1号			2	2	4	9
職務上の 怠	義務に違反し又は職務を った場合	法第29条第1項第2号	11	10	1		22	28
全体の奉い 非 行	プログライン できる しょう たい といまれる かいまた とう おいった 場 合	法第29条第1項第3号	1	2	4	2	9	10
市	町	· 村 計	12	12	7	4	35	47

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

<u></u>	部事務網	祖合】						(平成23年	4月1日~ 3	平成24年3	月31日 単	<u> 位:人)</u>
1	事由				種	類	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
		を 反し						1			1	1
職務」 怠	上の義務 っ	に違反しる た	スは職務を 場 合	法第29	条第1項	第2号						
全体の い 非	D奉仕者 = 行 σ	たるにふる) あ っ	さわしくな た 場 合	法第29	条第1項	第3号						
_	部	事	務	組	合	計		1			1	1

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 刑事処分者数の状況

平成23年度中の県内市町村・一部事務組合の刑事処分者数は12人で、昨年度と比べて 7人増加しています。公務外の道路交通法違反による処分が増加したためです。

表3 刑事処分者数の状況

【市町村】 (平成23年4月1日~平成24年3月31日 単位:人) 処分の種類 懲役 禁錮 罰金 科料 計 事件の種類 収 賄 に よ る 場 合 刑法第197条~第197条の4 横 領 に よ る 場 合刑法第252条~第254条 傷害・暴行による場合刑法第204条~第211条 公職選挙法違反による場合 1 1 道路交通法違反職務遂行中 による場合その他 9 9 そ 他 市 村 10 10

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

【一部事務組合】	(1	平成23年	4月1日~5	平成24年3	月31日 単	位:人)
事件の種類	の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収 賄 に よ る 場 合 刑法第197条~第	197条の4					
横 領 に よ る 場 合刑法第252条~	第 254 条					
傷害・暴行による場合刑法第204条~	第 211 条					
公職選挙法違反による場合						
道路交通法違反職務遂行中 よる場合 その他						
による場合 その他			1	1		2
そ の 他						
一 部 事 務 組 合	計		1	1		2

(注) 同一の者が、複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

第5 行政・公務員関係条例等制定状況

1 情報公開条例・個人情報保護条例等

			情報公開条例	個人情報保護条例	行政評価	意見公募手続
		/	(平成24年4月1日時点)	(平成24年4月1日時点)	※ 1 (平成24年10月1日時点)	※ 2 (平成24年10月1日時点)
和	歌山	市	O	O	O	O
海	南	市	0	0	0	0
橋	本	市	0	0	0	0
有	<u></u> 田	市	0	0	9	
御		市	0	0		
田	辺	市	0	0	0	0
新	宮	市	0	0	0	0
紀	o III	市	0	0	0	0
岩	出	市	0	0		0
市		計	9	9	6	7
紀	美 野	町	0	0	0	
か	つらぎ	町	0	0	0	
九	度 山	町	0	0		
高	野	町	0	0		
湯	浅	町	0	0		
広	JII	町	0	0		
有	田川	町	0	0		0
美	浜	町	0	0		
日	高	町	0	0		
由	良	町	0	0	0	
印	南	町	0	0		
み	なべ	町	0	0		
日	高川	町	0	0		
白	浜	町	0	0	0	
上	富田	町	0	0		
す	さみ	町	0	0		
那	智 勝 浦	町	0	0		
太	地	町	0	0		
古	座川	町	0	0		
北	<u></u>	村	0	0		
串	本	町	0	0	_	
町	村	計	21	21	4	1
市	町 村	計	30	30	10	8
	内市町村策员		100.0%	100.0%	33.3%	26.7%
	国市区町村策划		99.8% ※3	100.0% ※3	53.2% 🔆 4	47.5% 💥 4

^{※1} 政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度 や成果を判定するものです。

^{※2} 施策等を立案する際、その案について広く一般から意見や情報を募集するものです。

^{%3} 平成23年度及び平成24年度は、全国的な調査が行われなかったため、平成22年4月1日時点のデータを掲載しています。

[%]4 平成23年度及び平成24年度は、全国的な調査が行われなかったため、平成22年10月1日時点のデータを掲載しています。

平成24年4月1日

				平成24年4月1日
			人材育成基本方針	研修に関する 基本的な方針
和	歌山	市	0	0
海	南	市	0	0
橋	本	市	0	0
有	田	中	0	0
御	坊	市	0	0
田	辺	市	0	0
新	宮	市	0	0
紀	o III	市	0	0
岩	出	市	0	0
市		計	9	9
紀	美 野	町	0	0
か	つらぎ	町	0	0
九	度 山	町	0	0
高	野	町	0	0
湯	浅	町	0	0
広	Л	町	0	0
有	田川	町	0	0
美	浜	町	0	0
日	高	町	0	0
由	良	町	0	0
印	南	町	0	0
み	なべ	町	0	0
日	高 川	町	0	0
白	浜	町	0	0
上	富田	町	0	0
す	さみ	町	0	0
那	智 勝 浦	町	0	0
太	地	町	0	0
古	座 川	町	0	0
北	Щ	村	0	0
串	本	町	0	0
町	村	計	21	21
市	町 村	計	30	30
県「	内市 町 村 策 定	率	100.0%	100.0%
	-	, ///- c	·	

(参考) 全国平均策定率

平成23年4月1日 91.0% 91.7%
